

平成29年5月23日（火）
小川 敏夫（民進）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

1問 預貯金債権についてのみ譲渡を無効としなければならない具体的な必要性は何か、法務当局に問う。

（答）

1 預金債権又は貯金債権における譲渡制限特約の意義

実務上、預金債権又は貯金債権については、一般的に譲渡制限特約が付されている。預金債権等は、大量の債権について迅速な支払が求められることから、債務者である金融機関としては弁済の相手方を固定する必要性が高いことに加え、預金債権等と貸付債権とを相殺することが可能であることを前提として貸付けが行われているため、債権譲渡によって相殺ができない事態を防止する必要性が高いからである。

2 問題の所在

改正法案においては、譲渡制限特約が付されていても、債権の譲渡を有効とするが（第466条第2項），譲受人が譲渡制限特約について悪意又は重過失である場合には、債務者は、引き続き譲渡人に弁済をすれば足り、かつ、譲渡人との間で相殺をすることも可能としているから、仮に預金債権等の譲渡も有効としても、譲渡制限特約を付した債務者の利益は引き続き保護されるように思われる。

しかし、預金債権等については、その金額が増減することが想定されているという特殊性があるため、その譲渡が有効となると、例えば、預金債権が譲渡された後に譲渡人の口座で出入金があった場合に、法律関係が複雑化し、債務者である銀行が円滑に払戻しを行うことができなくなるのみならず、差押債権者等の第三者との関係が不明確になるという問題があり（注1）（注2），預金債権等の数が極めて膨大なものであることもあり、銀行等の実務に悪影響を及ぼしかねない。

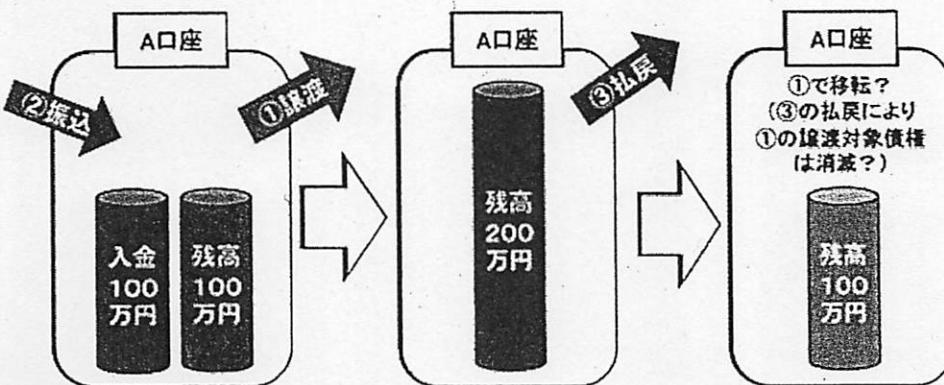
他方で、預金債権等は直ちに資金化することが可能であるため、預金債権等を譲渡して資金を調達するといったことは一般的には行われておらず、その譲渡を有効とする必要性は乏しいといえるから、譲渡を有効とする要請に乏しい(注3)。

3 改正法案の内容

以上のとおり、譲渡制限特約の付された預金債権等の譲渡を有効とてしまうと、法律関係が複雑化し、銀行等の実務に悪影響を及ぼしかねない。

このような弊害を回避するため、改正法案においては、預金債権等について、例外的に譲渡を有効とはしないこととしたものである(第466条の5第1項)。

(注1) ①ある時点における預金債権の残高が100万円であったが預金債権150万円が譲渡されたとの譲渡通知があった後に、②その口座に100万円が入金され、③更にその後、100万円の払戻しの請求があったという事案を想定すると、最後に③の払戻しをされた後の残高100万円が譲渡の対象となっていた債権と解すればよいかどうかが不明確であり、債務者である金融機関は、債権の譲受人からの払戻請求に応じてよいかどうかの判断に悩むことになる。なお、現行法の下においては、預金債権等には譲渡制限特約が付されており、かつ、特約の存在は一般に知られており、譲受人は悪意であるか、特約の存在を知らなかつたとしても重過失があるから、譲渡は無効となり、このような問題は生じない。



(注2) 例えば、預金債権等が譲渡された場合には、口座名義人の債権者との関係で、以下のような点について疑問が生ずると指摘されている。

- (1) 口座名義人の債権者から差押えがあった場合に、その差押えによって口座名義人による払戻しに応じてはならないことになるのか。
- (2) (注2)記載の①の譲渡による譲受人の債権者から差押えがあった場合に、その差押えが有効であることを前提として、権利供託(民事執行法第156条第1項)をすることができるか。

(注3) なお、定期預金について、これを担保として貸付を行うという実務(定期預金担保貸付)があるが、これは自行の預金を担保として貸付を行うにすぎないため、債権譲渡の文脈ではない。

平成29年5月23日（火）
小川 敏夫（民進）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

2問 預貯金債権の差押えが可能であるにもかかわらず、なぜ譲渡だけ無効とするのか、法務当局に問う。

（答）

1 預金債権の差押え

現行法の下では、預金債権には一般的に譲渡禁止特約が付されており、譲渡は当事者間では無効となるものの、判例は、預金債権を差し押さえること、さらには、転付命令を受けることでその移転を受けることは可能であるとしている。

○ 判例が譲渡禁止特約を差押債権者に対抗することができないとしたのは、当事者間の合意によって強制執行をすることができない財産を作り出すこととなるのは不当であるという理由に基づくものである（注1）。

2 譲渡を引き続き無効とする理由

預金債権の差押えについては、差押えの時点の残高に係る預金債権のみを差押えの対象とすると解されているほか（注2）、口座を開設している支店名が特定されなければ、差押命令が発令されないとされている。このように、差押えについては、差押命令の発令の段階で、対象の特定という観点から第三債務者である銀行の負担が考慮されている。

これに対し、譲渡の場合には、譲渡当事者がより自由に譲渡対象を定めることができてしまい、また、その数も膨大なものとなる可能性があるため、譲渡が有効となることによって新たに生ずる債務者の負担は極めて大きいものとなってしまうという問題がある。

また、預金債権については、資金調達を円滑にするために譲渡を有効とするというニーズが乏しいのに対し、強制執行

の対象としての重要性は非常に高いという点でも違いがある（注3）。

3 結論

以上で申し上げたような点を考慮し、預金債権については、譲渡制限特約を差押債権者に対抗することができないが、悪意又は重過失の譲受人に対する譲渡は無効とするという現行法の規律を維持することとしたものである（注4）。

（注1）最判昭和45年4月10日

（注2）最決平成24年7月24日

（注3）このほか、預貯金債権を当事者間で自由に譲渡することができるとすると、マネーロンダリングへの対応の観点からも問題があるとの指摘があった。

（注4）預貯金債権についての特則を設けることについては、銀行業界からの強い要望があったものであるが、銀行業界以外からも、実務の混乱が生ずることを防止する必要があるとして、賛成する意見が示されている（第93回会議中井委員発言）。

平成29年5月23日（火）
小川 敏夫（民進）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

3問 生命保険の保険金請求権の譲渡について、民法上、預貯金債権のような債権譲渡の特則を設けていないのはなぜか、法務当局に問う。

（答）

保険契約については、民法の特別法として、保険法がその効力等を定めており、同法は、保険者が被保険者の死亡に関し保険給付を行うことを約する生命保険契約、すなわち死亡保険契約に基づき保険給付を請求する権利の譲渡について、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない旨を定めている（同法第47条）。これは、（委員ご指摘のような）モラルリスク（注1）の防止等の趣旨に基づくものであり、かつ、その性質はいわゆる強行規定であると解されている（注2）（注3）（注4）。

このように、保険契約については、既に特別法である保険法によって不適切な債権譲渡を制約する措置が講じられていることから、改正法案において、第466条の5のような特段の特則を設けることとはしていない。

（注1）ここでいう「モラルリスク」とは、保険金を取得する目的で、故意に被保険者の生命を害する危険のことである。他人を被保険者とする死亡保険契約については、モラルリスクのほか、①保険契約者が自分とは全く関係のない者を被保険者として保険契約を締結することで、保険を賭博的に利用する（賭博保険）危険や、②勝手に他人を被保険者とすることで、被保険者的人格権を侵害する危険があると指摘されている。

（注2）本文のほか、保険法では、同様の趣旨から、生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約の成立（同法第38条）や保険金受取人の変更（同法第45条）の場面においても、被保険者の同意を要件としている。

（注3）保険法では、死亡保険契約のほか、傷害疾病定額保険契約（保

險契約のうち保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するもの)についても、同様の趣旨から、本文及び注2と同様の規定を設けている(同法第67条、第74条、第76条)。

(注4)本文及び注1のような危険性も指摘されているものの、他人を被保険者とする死亡保険契約自体は、①夫婦の一方が保険契約者となり他方が被保険者となるいわゆる夫婦保険、②親権者が子どもを被保険者として締結するいわゆるこども保険、③企業が保険契約者となり従業員を被保険者として締結する被用者保険など広く利用されており、有用性が認められると指摘されている。

(参照条文) 保険法

(趣旨)

第一条 保険に係る契約の成立、効力、履行及び終了については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 保険契約 保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付(生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあっては、金銭の支払に限る。以下「保険給付」という。)を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料(共済掛金を含む。以下同じ。)を支払うことを約する契約をいう。

二～七 (略)

八 生命保険契約 保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に係り一定の保険給付を行うことを約するもの(傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く。)をいう。

九 傷害疾病定額保険契約 保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものをいう。

(被保険者の同意)

第三十八条 生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険

契約（保険者が被保険者の死亡に関し保険給付を行うことを約する生命保険契約をいう。以下この章において同じ。）は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

（保険金受取人の変更についての被保険者の同意）

第四十五条 死亡保険契約の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

（保険給付請求権の譲渡等についての被保険者の同意）

第四十七条 死亡保険契約に基づき保険給付を請求する権利の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定（保険事故が発生した後にされたものを除く。）は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

（被保険者の同意）

第六十七条 傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者を被保険者とする傷害疾病定額保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。ただし、被保険者（被保険者の死亡に関する保険給付にあっては、被保険者又はその相続人）が保険金受取人である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、適用しない。

（保険金受取人の変更についての被保険者の同意）

第七十四条 保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。ただし、変更後の保険金受取人が被保険者（被保険者の死亡に関する保険給付にあっては、被保険者又はその相続人）である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、適用しない。

（保険給付請求権の譲渡等についての被保険者の同意）

第七十六条 保険給付を請求する権利の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定（給付事由が発生した後にされたものを除く。）は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

平成29年5月23日(火)
小川 敏夫(民進)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

4問 従来、会社の経営者が従業員を被保険者とする生命保険契約を締結することの弊害が指摘されていたが、その対応策として、譲渡禁止特約を用いることが考えられるのであるから、生命保険の保険金請求権の譲渡についても、預貯金債権のような債権譲渡の特則を設けなければならないのではないか、法務当局に問う。

(答)

○ 1 謙渡禁止特約による対応

謙渡禁止特約は、主として、弁済の相手方を固定することにより、見知らぬ第三者が債権者となるといった事態を防ぐという債務者の利益のために付されるものである。そのため、謙渡禁止特約を付すか否かも当事者の判断に委ねられている。

2 従業員の保護について

これに対し、ご指摘のようなモラルリスクの防止は、保険法の関係規定によるべきものと考えられる。

なお、先ほど申し上げた死亡保険金請求権の譲渡に関する被保険者の「同意」は、被保険者の真意に基づくものであることが必要であり、例えば、使用者がその強い立場を利用して強制的に従業員に同意をさせたような場合には、被保険者である従業員の真意に基づく同意であるとはいえない。したがって、このような場合には、死亡保険金請求権の譲渡の効力は発生せず、会社の経営者が生命保険契約から利益を受けることはできない。

このように、委員ご指摘の弊害の防止には、保険法による対応で必要かつ十分なものであると考えられる。

(参考) 保険法第47条と同趣旨の保険法第38条の「同意」に関する

国会答弁

- 平成20年5月22日参議院法務委員会、鳩山法務大臣（当時）

「個々の従業員、被保険者である、いわゆる一般的に言うならば保険を掛けられた個々の従業員が契約の基本的な内容を知らない、漠然と同意したと、あるいは会社が雇用者だという強い立場を盾に取って強制的に文句言うなといって同意をさせたというような場合には、被保険者の、つまり従業員の同意があったとは言えないので保険契約は効力を有しないと、こういうふうにこの保険法案で解釈できるわけでございます。」

- 同日、政府参考人（倉吉敬民事局長）

「いかにも会社側がその強い立場に出て、従業員に詳しい説明もしないで、保険金がどういうふうに支払われるのかというのもよく分からぬまま無理やり契約させられたと、そういう実態であるとすれば、それは真意に基づく同意とは言えないということは明らかであろうかと思います。」

更問 保険実務では、生命保険契約について、譲渡禁止特約が付されているのか、と問われた場合。

法務省として、現在の生命保険実務の詳細を承知しているわけではない（が、生命保険契約について、譲渡禁止特約を付す例もあるようである。）（注1）（注2）。

（注1）かんぽ生命の普通終身保険普通保険約款（平成28年4月2日改正）には、次の規定がある。

第41条（譲渡禁止）

保険契約者または保険金受取人は、保険金、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

（注2）他方で、日本生命と第一生命の保険約款では、譲渡禁止に関する規定は見当たらない。

5問 謙渡制限特約付きの債権が謙渡されて、債権者が受領を拒絶するなどの原因によって受領遅滞になる場合には、謙受人はどのように対応することになるのか、法務当局に問う。

(答)

1 改正法案の規律

改正法案においては、中小企業等の資金調達を円滑なものとするため、謙渡制限特約が付されていても、債権の謙渡の効力は妨げられないが、謙渡制限特約が付されていることを知り、又は重過失により知らなかつた謙受人その他の第三者に対しては、債務者は、履行を拒むことができ、謙渡人に対して弁済をした場合にはこれを対抗することができることとしている(第466条第2項・第3項)。

この規定の下では、悪意又は重過失の謙受人は、債務者が謙渡人に対して弁済した金銭を謙渡人から受領することによって、債権を回収することが想定されている。

2 受領遅滞になる場合の問題

そのため、謙渡人が、意図的に債務者からの弁済の受領を拒絶するような事態が生じた場合についても、債務者には落ち度がないため、謙受人が債務者から直接回収することはできない。

もっとも、この場合には、謙受人としては、謙渡制限特約付きの債権を謙渡する旨の契約に関する債務不履行を根拠として(注)、謙渡人に対して損害賠償請求をすることができ、さらには、謙渡契約を解除することも可能であると解される。

なお、債権者が弁済の受領を拒絶するような事態であれば、債務者としては供託することによって債務を免れるのが通常であると考えられる。この場合には、謙受人はその還付を請

求することも可能となる。

3 結論

譲渡人が受領遅滞となるような場合には、譲受人は、以上申し上げたような対応が可能であるから、譲受人に特段の不都合は生じないものと考えられる。

(注) 本文記載の通り、悪意又は重過失の譲受人は、債務者が譲渡人に對して弁済した金銭を譲渡人から受領することによって、債権を回収することが想定されているから、譲渡制限特約付きの債権譲渡契約においては、譲渡人は、譲受人のために、少なくとも默示的に、債権を回収する義務を負っていると解される。

平成29年5月23日(火)
小川 敏夫(民進)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

6問 謙渡人が受領遅滞に陥った場合に謙渡人と謙受人と
の間で解決することを期待するということであれば、
現行法との違いはないのではないか、煩雑な制度を用
意するメリットは何か、法務当局に問う。

(答)

委員のご指摘は、謙渡人が受領遅滞となつた場合に、謙受
人が債務者から直接回収することができず、謙渡人との間で
損害賠償請求をすることによって解決せざるを得ないといふ
ことであれば、謙渡を無効としたまま当事者間で処理する
ことの変わりがないから、わざわざ謙渡制限特約付きの債
権謙渡を有効とする必要性がないという問題意識に基づくも
のであると理解される。

しかし、今回の改正は、謙渡禁止特約が、中小企業が売掛
債権等を担保として資金調達をする上で支障となっている
問題を解消するという目的があるが、金融機関が謙渡制
限特約付きの債権を担保として融資をするためには、謙渡を
有効とすることによって、謙受人が、差押債権者や破産管財
人等のいわゆる「第三者」に対して当該債権の謙渡を対抗す
ることができるようになることが必要不可欠である。

そのため、当事者間の謙渡を制限する特約に反する謙渡も
有効であるとする旨の規律を導入することとしたものである
が、他方で、謙渡制限特約によって弁済の相手方を固定する
債務者の利益の保護を図ることについては、債務者側の強い
ニーズがあるため、このような債務者の利益にも配慮した制
度を設けることとしたものである。

(委員ご指摘のように、規律が複雑になっている部分はあ
るものと認識しているが、謙受人と債務者の利益のバランス
をとる必要性から生ずるものであり、また、債権謙渡制度自
体が、今回の改正対象の中でも特に専門性の高いユーザーが

利用するものであり、どちらかといえば一般市民に親しみのあるものではないことも併せて考慮すれば、多少複雑な規律となっているとの評価があるとしても、その内容には十分な合理性があるものと考えている。)

3 結論

以上のとおり、改正法案の規律に対しては、債権を担保として資金調達をする中小企業団体及び金融機関の双方から、譲渡制限特約付きの資金調達を円滑化する効果があるものとして期待が寄せられており、改正のメリットは大きいものと考えている。

平成29年5月23日(火)
小川 敏夫(民進)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

7問 今回の改正はサービサーの利益のために行うものなのではないか、法務当局に問う。

(答)

近時、債権の譲渡による資金調達は、主として中小企業の資金調達手法として重要な役割を果たしている(注1)(注2)(注3)。

(先ほど申し上げたとおり、)今回の譲渡制限特約に関する改正によって、中小企業が自己の有する現在又は将来の売掛債権等を担保に供することによって資金調達を行うことが可能になるものと期待されている。

このような期待は、一般的に、債権としての価値が高いもの、例えば、大企業を債務者とする債権などに関して、広く言われているものであり、そのため、その取立てをサービサーに委ねることは、むしろ想定されていないものと認識している。

また、債権の管理及び回収を業として行うサービサーが、自己の有する債権の担保として債権を譲り受けるという行為を行うことは想定されない。

以上のとおり、今回の改正は、中小企業等が金融機関から売掛債権等を担保として資金調達をすることができる環境を整備するものであり、サービサーの利益に資するものとは認識していない。

(注1)「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」(平成25年6月14日付け)では、「停止条件付保証契約、ABL(動産・売掛金担保融資)等の代替的な融資手法の充実と利用促進を図る。また、個人保証を免除又は猶予する融資制度の拡充・推進、民間金融機関との連携強化など政府系金融機関等による対応の強化を図る。」とされている。

(注2)例えば、平成27年度産業経済研究委託事業の報告書である、

三菱総合研究所「ABLの現状、普及促進に向けた課題及び債権法改正等を踏まえた産業金融における実務対応の調査検討」（平成28年2月）25頁では、「ワーキンググループでは、金融機関に所属する構成員から、金融機関としては、譲渡制限特約付債権に対する担保設定の可能性について前向きに検討してきたいとの意見が示される一方で、譲渡制限特約付債権について譲渡を受け、又は譲渡担保権を設定する行為に対し、金融機関のコンプライアンス違反を指摘されるのではないかとの懸念が示された。具体的には、大半の金融機関は、現在、譲渡禁止特約付債権であることが判明した場合、原則として担保取得自体を回避しているが、改正後、譲渡制限特約付債権に譲渡担保権を設定するにあたっては、①担保設定行為が与信先企業にとっての譲渡制限特約違反とならないかという点、及び、②担保設定行為が金融機関にとってのコンプライアンス違反との指摘を受けないかとの点がABLの普及・促進上の懸念となり得る。」とされており、コンプライアンスの問題をクリアできれば、金融機関が、譲渡制限特約付債権に対する担保設定について、前向きに考えていることが窺われる。

(注3) 法制審議会民法（債権関係）部会参考資料5-2では、会員のうち相当数が金融機関であるABL協会の事務局がABL協会会員宛て行った調査の結果が記載されており、それによると、回答があった全ての会員が、譲渡禁止特約によって、債権譲渡による資金調達に支障が生じていると答えている。

平成29年5月23日（火）
小川 敏夫（民進）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

8問 弁済の相手方を固定するという譲渡制限特約の目的は、譲受人が善意又は無重過失であるかを債務者が判断することができない以上、達成することができないのではないか、法務当局に問う。

（答）

1 譲渡制限特約が譲渡された場合における譲受人の主觀が問題となる理由

改正法案においては、中小企業等の資金調達を円滑なものとするため、譲渡制限特約が付されていても、債権の譲渡の効力は妨げられないが、譲渡制限特約が付されていることを知り、又は重過失により知らなかつた譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、履行を拒むことができ、譲渡人に対して弁済をした場合にはこれを対抗することができることとしている（第466条第2項・第3項）。

したがつて、（委員ご指摘のとおり、）譲受人が善意で、かつ、無重過失である場合には、債務者は譲受人に対して弁済をしなければならないため、譲渡制限特約付きの債権が譲渡された場合には、債務者は、弁済を誰に対してすべきかを決定するため、譲受人が譲渡制限特約について善意無重過失であるか否かを判断しなければならない。

2 債務者による譲受人の主觀の判断

もっとも、債権の発生原因となる契約において譲渡制限特約が付されている場合には、一般に、その譲受けをしようとする譲受人が特約の存在を認識しないことはあり得ず、善意無重過失と判断されるようなケースはほとんど想定されない。現に、このような理解を前提に、現在でも債務者が譲渡人に対して弁済をすることも、実際に行われているところである。

また、改正法案では、譲渡制限特約が付された債権につい

ては、譲受人が譲渡制限特約について善意の場合であっても、その供託を可能とすることとしている（第466条の2）。これを利用することで、思わぬ第三者の介入を防ぐこともできるものである。

したがって、今回の改正法案の下では、譲渡制限特約によって弁済の相手方固定の利益を保護するという目的は達成されていると考えられる。

（参考条文）

改 正 案	現 行
<p><u>(譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者の供託)</u></p> <p><u>第四百六十六条の二 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地（債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。次条において同じ。）の供託所に供託することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならない。</u></p> <p>3 <u>第一項の規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>

平成29年5月23日（火）
小川 敏夫（民進）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

9問 今回の改正は、債権譲渡について、現行法に比して、内容が分かりにくくなっているという問題があるのでないか、法務当局に問う。

（答）

1 改正法案の内容

○ 譲渡制限特約が資金調達の支障になっているという問題を解消する観点から、改正法案では、譲渡制限特約が付されていても、債権の譲渡の効力が妨げられないこととしているが、債務者にとって譲渡制限特約を付する目的は、主として、弁済の相手方を固定することにより、見知らぬ第三者が債権者となるといった事態を防ぐことにあり、このような債務者の期待も引き続き保護する必要があり、そのための措置も講じておく必要があった（注1）。

これに加えて、債権を有効に譲り受けた譲受人を保護する必要もあることから、改正法案においては、そのための様々な手当ても講じている（注2）。

2 分かりにくいという指摘に対する対応

○ このように、改正法案は、債権譲渡をめぐる複数の関係者の利害に配慮をした制度設計がされているが、その結果、規律が複雑になっている部分はあるものと認識しており、確かに、国民一般の分かりやすさという観点への配慮が必ずしも十分でないという一面もあると考えている。

しかし、これは、債権譲渡制度自体が、今回の改正対象の中でも特に専門性の高いユーザーが利用するものであり、どちらかといえば一般市民に親しみのあるものではないことも併せて考慮すれば、多少複雑な規律となっているとの評価があるとしても、その内容には十分な合理性があるものと考え

ている。

(注1)譲受人が譲渡制限特約について悪意又は重過失である場合には、債務者は、譲受人に対する債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済等をもって譲受人に対抗することができることとしている（第466条第3項）。

また、譲渡制限特約が付された金銭債権が譲渡されたときは、債務者は、当然に、その債権の全額に相当する金銭を供託することができることとして、債務者が弁済の相手方を誤るリスクを軽減する措置を講じている（第466条の2）。

(注2)譲受人は、債務者が債務を履行しない場合には、債務者に対し、相当の期間を定めて、譲渡人への債務の履行をするよう催告をすることができ、その期間内に履行がないときは、債務者は譲受人に対して債務を履行しなければならない（第466条第4項）。

また、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、債権の全額を譲り受けた譲受人は、譲渡制限特約について悪意又は重過失であっても、債務者にその債権の全額に相当する金銭を供託させることができる（第466条の3）。

平成29年5月23日(火)
小川 敏夫(民進)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

10問 債権に譲渡制限特約が付されていても、第三者が債権者との間で債務者の委託を受けずに保証契約を締結するなどした上で弁済をし、債務者に対する求償権を取得すれば、結局、債務者から直接債権回収をすることができることになるが、この点は問題ではないのか、法務当局に問う。

(答)

1 謙渡制限特約の趣旨

債務者にとって譲渡制限特約を付す目的は、主として、弁済の相手方を固定することにより、見知らぬ第三者が債権者となるといった事態を防ぐことがある。具体的には、譲渡制限特約には、①弁済の相手方が変わることに伴う事務手続の煩雑さ及び誤弁済の危険を回避し、②相殺の期待を保護する機能があると評価されている。

2 委託を受けない保証人の求償権の行使

確かに、委員御指摘のように、第三者が債務者の委託を受けずに保証人となり、保証債務の履行として債権者に弁済をした場合には、債務者に対して求償権を有することとなる(改正法案第462条第1項、第459条の2第1項)。

しかしながら、委託を受けない保証人の求償権の範囲は、主たる債務者がその当時利益を受けた限度にとどまり、主たる債務者が債権者に対して相殺権を有している場合には、これを対抗することができる。したがって、委員御指摘の方法によっても、②債務者の有する相殺の期待の保護という譲渡制限特約の機能が失われるものではない。

また、①債務者にとって弁済の相手方が変わる側面があることは否定できないものの、それは主たる債務者の意思に反する保証契約が許容されていることに伴うものであり、同一

に論ずるべきものではないと考えられる（注1）。そもそも、委託を受けない第三者が保証人として求償権を行使するためには、保証債務の履行がされたことが前提となるが、このような行為を第三者が行う経済合理性があるケースはにわかに想定し難いと考えられる（注2）。それにもかかわらず、このような行為が行われるとすれば、それは譲渡禁止特約を潜脱し、債務者と接点をもつことで不当な利益を得ることを目的とするものであることがうかがわれるから、保証人に対する求償権の行使が権利の濫用になることも考えられる（注3）。

○ 現在、譲渡制限特約を潜脱する目的で、委託を受けない保証を利用するといった事態が生じているとの指摘はされていないものと承知しているが、これは、このような求償権行使が法的に保護され得ないことも要因になっているのではないかとも考えられる。

したがって、ご指摘のような問題は、実際には想定しがたいものと考えている。

（注1）なお、現行の民法においては、本人の意思に反する事務管理の場合であっても、本人のために有益な費用を支出したときは、現に利益を受けた限度での償還請求が認められている（同法第702条第3項）など、無関係の第三者から経済的な利益を受けた場合であってもその償還をしなければならないこと自体は、委員御指摘の方法に限らず、一般的にあり得ることである。

（注2）債権譲渡であれば、債務者の無資力リスクを負担する代償として、債権額を割り引いた金額で譲り受けることや、譲渡代金を支払うことなく譲渡担保にとるといったことが考えられる。

（注3）法制審議会民法（債権関係）部会においても、論点は異なるものの、保証契約に関する規律を避けるためにあえて異なる法形式を用いるという考え方に対して、民法学者（東京大学の道垣内弘人教授）から、「連帯債務にするとか、スポンサーに貸し付けて又貸し

させるとか、それは完全な脱法行為ですから、駄目だと思います。それは工夫ではなくて潜脱と言うのだと思います。」との指摘がされている。

(参照条文) 改正法案

(委託を受けた保証人が弁済期前に弁済等をした場合の求償権)

第四百五十九条の二 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、主たる債務者がその当時利益を受けた限度において求償権を有する。この場合において、主たる債務者が債務の消滅行為の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

2・3 (略)

(委託を受けない保証人の求償権)

第四百六十二条 第四百五十九条の二第一項の規定は、主たる債務者の委託を受けないで保証をした者が債務の消滅行為をした場合について準用する。

(参照条文) 現行民法

(管理者による費用の償還請求等)

第七百二条 管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。

- 2 第六百五十条第二項の規定は、管理者が本人のために有益な債務を負担した場合について準用する。
- 3 管理者が本人の意思に反して事務管理をしたときは、本人が現に利益を受けている限度においてのみ、前二項の規定を適用する。

平成29年5月23日（火）
小川 敏夫（民進）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

11問 弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済することができないとする改正法案第474条第2項の規定は、譲渡制限特約が付されていても譲渡を有効とすることと整合しているのか、法務当局に問う。

（答）

1 第三者弁済を禁止する趣旨

改正法案第474条第2項本文は、基本的に現行法第474条第2項に相当する規定であり（注1）（注2），同項の趣旨は、①債務者が他人の弁済により恩義を受けることを潔しとしない場合や、②債務者が第三者の過酷な求償権の行使にさらされる可能性を考慮し、利害関係を有しない第三者が債務者の意思に反して弁済することを禁止するという点にある。

2 債権譲渡の改正との平仄

（先ほど申し上げたとおり、）改正法案では、譲渡制限特約が資金調達の支障になっているという問題を解消する観点から、譲渡制限特約が付されていても、債権譲渡の効力が妨げられないこととしている。これは、譲渡制限特約付きの債権が譲渡された場合に、譲渡が無効となることによって、資金調達の支障が生じているという問題に対応するための改正であるが、これは債権譲渡に特有の事情に基づく改正である。

他方、債権の譲渡の効力は妨げられないとしても、譲渡制限特約が付されていることを知り、又は重過失により知らなかつた譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、履行を拒むことができるとしており、これによって、一定の範囲で、見知らぬ第三者からの債権の取立てを防止するという債務者の利益を保護することができるという点で、第474条第2

項の規律と趣旨を共通にするものである。

3 結論

したがって、改正法案の下における譲渡制限特約の改正内容も、改正法案第474条第2項の規定も、共に債務者の利益を保護する趣旨を含むものであり、整合していると考えられる。

(注1) 改正法案第474条第2項本文において、債務者の意思に反して弁済をすることができない第三者を「利害関係を有しない第三者」から「弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者」に改めた趣旨は、弁済による代位の要件との関係を明確化する観点から、現行法第500条の規定と同様の表現を採用する点にある。

(注2) 改正法案第474条第2項にただし書を設けた趣旨は、債権者の債権回収の機会を増やすことにより債権者を保護するため、弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者の弁済が債務者の意思に反する場合であっても、債務者の意思に反することを債権者が知らなかつたときには、その弁済を有効とする点にある。

(注3) もっとも、学説上は、本文に記載した現行法第474条第2項の趣旨について、①利益といえども本人の意思に反して強いることはできないという思想は、例えば、債務免除を単独行為としたことや債務者の意思に反する保証契約の成立を認めたことによって破られている、②過酷な求償権の行使という点についていえば、債権譲渡や保証契約によって同じことが生じ得るのであって、これも決定的根拠とはならないという観点からの立法論的な批判は存在する。

(参照条文)

改 正 案	現 行
(第三者の弁済) 第四百七十四条 債務の弁済は、第三者もすることができる。	(第三者の弁済) 第四百七十四条 債務の弁済は、第三者もすることができる。ただし、その債務の性質がこれを許さないとき、又は

- 2 弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。
ただし、債務者の意思に反することを債権者が知らなかつたときは、この限りでない。
- 3 前項に規定する第三者は、債権者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知つていたときは、この限りでない。
- 4 前三項の規定は、その債務の性質が第三者の弁済を許さないとき、又は当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示をしたときは、適用しない。

当事者が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

- 2 利害関係を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。

(新設)

(新設)

平成29年5月23日（火）
小川 敏夫（民進）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

12問 異議をとどめない承諾の制度を廃止した理由について、法務当局に問う。

（答）

1 現状

現行法第468条第1項においては、債務者が異議をとどめないで債権の譲渡の承諾をしたときは、債務者は、譲渡人に対抗することができた事由があつても、これをもって譲受人に対抗することができないこととされている（注1）（注2）。

2 問題の所在

もっとも、単に債権が譲渡されたことを認識した旨を債務者が通知しただけで抗弁を対抗することができなくなるという効果が発生するのは、債務者にとっては予想が困難な事態である。そのため、債務者から異議をとどめない承諾の効力の有無が争われることも少なくないが（注3），実務では、債務者が承諾によって生ずる効果を認識していたか否かを考慮した上で抗弁の対抗の可否が決せられており、効力が否定される例も現れている。

このような実務の状況の原因となっているのは、現行法が、異議をとどめない承諾に、債務者の予想を超えた強力な効果を持たせたためであるが、より公平で合理的な制度とする観点からは、抗弁を対抗することができなくなるのは債務者の意思に基づく場合に限ることとして、異議をとどめない承諾の制度を廃止するのが適当である。また、この制度がなくなつても、譲受人としては、債務者が抗弁を放棄する旨の意思表示をしたことを確認して債権を譲り受ければよいのであるから、取引の安全が害されることはないと考えられる。

3 改正法案の内容

そこで、改正法案においては、異議をとどめない承諾の制度を廃止することとし、抗弁の切斷については、抗弁を放棄する旨の債務者の意思表示を要することとしている。

(注1) 「譲渡人に対抗することができた事由」には、弁済等による債権の消滅、契約の無効や取消し、同時履行の抗弁権（民法第533条）などが該当する。例えば、債務者が債権者（譲渡人）に対して既に弁済をし、債権が消滅していた場合であっても、異議をとどめない承諾をしたときは、弁済によって債権が消滅したことを譲受人に対抗することができなくなる。

(注2) なお、条文上は規定されていないが、判例は、異議をとどめない承諾によって抗弁を対抗することができなくなるのは、譲受人が善意無過失の場合に限られるとしており（最判平成27年6月1日），適用範囲を限定する方向性を示しているといえる。学説上も、異議をとどめない承諾の効力が過大であるという問題意識から、判例の立場を支持する見解が有力である。

(注3) 異議をとどめない承諾の結果、抗弁事由が切斷されたか否かが争われた裁判例として、最判平成8年6月18日（敷金返還請求権に質権が設定された事案において、契約書には敷引特約があったにもかかわらず、この特約の記載のない契約書が賃貸人の承諾書とともに質権者に交付されたため、第三債務者である賃貸人が、敷引特約について異議をとどめないで承諾する結果となつた事案において、異議をとどめない承諾が錯誤により無効であると判断した。）や東京高判平成24年5月24日（保証債権の譲渡についての異議をとどめない承諾があつたとしても、承諾をした時に保証人である債務者が保証契約が無効であつたことを知らず、無効であることを主張することを期待することができなかつたときには、債務者が保証契約の無効を主張することができるとした。）等がある。また、消費者相談においてもトラブル事例が多いとの指摘がある。

(参照条文)

改 正 案	現 行
<p><u>(債権の譲渡における債務者の抗弁)</u></p> <p><u>第四百六十八条 債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。</u></p> <p>2 <u>第四百六十六条第四項の場合における前項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条第四項の相当の期間を経過した時」とし、第四百六十六条の三の場合における同項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条の三の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。</u></p>	<p><u>(指名債権の譲渡における債務者の抗弁)</u></p> <p><u>第四百六十八条 債務者が異議をとどめないで前条の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があつても、これをもって譲受人に対抗することができない。この場合において、債務者がその債務を消滅させるために譲渡人に払い渡したものがあるときはこれを取り戻し、譲渡人に対して負担した債務があるときはこれを成立しないものとみなすことができる。</u></p> <p>2 <u>譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。</u></p>

(対大臣・副大臣・政務官)
5月23日(火) 参・法務委

民事局 作成
小川 敏夫 議員(民進)

13問 改正法案第587条の2第2項及び第591条第3項において、貸主は、契約において定められた得べかりし利息相当額を逸失利益として損害賠償請求することができるのか、法務大臣に問う。

〔改正法案第587条の2第2項について〕

- ・ 諾成的消費貸借では、借主が契約の解除をした場合において、これにより具体的な損害が生じていたときは、貸主は、借主に対して損害賠償請求をすることができることとしている。
- ・ この解除権は、諾成的消費貸借の借主に目的物を借りる債務を負担させないようにするために特別に付与したものであり、そのため、現実に目的物の交付を受けていないにもかかわらず弁済期までの利息相当額が損害となると解する余地はなく、貸主が請求することができる損害は、金銭等を調達するために負担した費用相当額等(注1)にとどまるものと解される(注2)。
- ・ したがって、貸主は、契約において定められていた利息相当額を逸失利益として損害賠償請求することはできない。

(注1) 典型的には、シンジケート・ローン契約など企業活動に係る多額の融資に係る諾成的消費貸借が成立した場合において、金融機関が他の金融機関からコストをかけて貸付用の資金を調達していたときの調達コスト等が想定される。

なお、金融機関が負担する調達コストとしては、別の金融機関との間で締結した諾成的消費貸借契約に係る手数料やその解除の際に負担することとなるキャンセル料などがあり得る。

(注2) 貸主が金融機関であり、借主が消費者であるケースについては、借主の解除により貸付けができないこととなったとしても、貸付けを予定していた資金を他の貸付け先に流用することになるので、そもそも具体的な損害は発生しないのが通常である。

[改正法案第591条第3項について]

- ・ 現行法においては、期限の利益の放棄によって相手方の利益を害することができないと定めた第136条第2項を根拠に、利息付きの金銭消費貸借において、借主が弁済期の前に金銭を返還した場合であっても、貸主は、借主に対し、弁済期までの利息相当額を請求することができると解するのが一般的であった。
- ・ もっとも、改正法案の立案に向けた検討の過程においては、貸主は返還を受けた金銭を他に貸し付けるなどして利益を得ることができることや、利息は実際に元本を利用していることの対価として生ずるものであることを指摘して、貸主が弁済期までの利息相当額を当然に請求することができるとするのには相当ではないとの意見が出された。他方で、貸主が想定していた利息を受け取ることができないことによって、貸付けのために支出した費用すら賄うことができず、損害を被るのも相当ではないとの意見も出された。
- ・ そこで、改正法案においては、弁済期の定めがある利息付きの金銭消費貸借において、貸主は、期限前の返還によって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができることを規定するにとどめ（第591条第3項）、利息相当額を請求することができるかど

うかを含め、損害の有無及びその額については、個々の事案における解釈・認定に委ねることとしている（注3）。

（注3）もっとも、借主が期限前弁済をした場合には本来の弁済期までの利息相当額を支払うとの特約をすることも可能であり、その特約は直ちに無効ではない。また、期限前弁済をすることができず、貸主は受取りを拒否することができるとの約定や、本来の弁済期までの利息を支払うことを期限前弁済の条件とする旨の約定についても、同様である。

（参照条文）

改 正 案	現 行
<u>(書面ですする消費貸借等)</u>	
<u>第五百八十七条の二 前条の規定にかかわらず、書面ですする消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことと約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還することを約することによって、その効力を生ずる。</u>	<u>(新設)</u>
<u>2 書面ですする消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、貸主は、その契約の解除によって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。</u>	
<u>3 書面ですする消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者</u>	

<p><u>の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。</u></p> <p><u>4 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなして、前三項の規定を適用する。</u></p>	
<p>(返還の時期)</p> <p>第五百九十九条 (略)</p> <p>2 借主は、<u>返還の時期の定めの有無にかかわらず</u>、いつでも返還をすることができる。</p> <p>3 <u>当事者が返還の時期を定めた場合において</u>、貸主は、借主がその時期の前に返還をしたことによって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。</p>	<p>(返還の時期)</p> <p>第五百九十九条 (同左)</p> <p>2 借主は、いつでも返還をすることができる。</p> <p>(新設)</p>

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 ■■■ 携帯電話 ■■■】

(対大臣・副大臣・政務官)
5月23日(火) 参・法務委

民事局 作成
小川 敏夫 議員(民進)

14問 改正法案第587条の2第2項について、費用相当額しか請求することができないということが前提であれば、その点を条文上明確にすべきではないか、法務大臣に問う。

〔前提〕

- ・ (先ほど申し上げたとおり、) 第587条の2第2項においては、貸主が請求することができる損害は費用相当額等にとどまり、契約において定められていた利息相当額を逸失利益として損害賠償請求をすることはできないことを前提としている。

〔結論〕

- ・ もっとも、民法その他の法律における「損害」の概念は、講学上は様々に分類されているものの、その解釈は多様であることから(注)、ある場面に妥当する規律のみを明確化する結果として、他の場面では当然に利息相当額が逸失利益として損害賠償の対象になるなどという不相当な反対解釈を招く懸念も否定できない。
- ・ そのため、改正法案では、先ほど申し上げた解釈を法律の条文に事細かに書き込むこととはしていないが、その趣旨については、ご懸念も踏まえつつ、十分な周知を図ってまいりたい。

(注) 例えば、一般的な法律文献では、損害の分類・分析の類型について、「たとえば、つぎのとおりである」として、①通常損害と特別損害、②遅延損害・給付に代わる損害(填補賠償の対象となるもの)・積極損害

(拡大損害), ③財産的損害と精神的損害, ④積極的損害と消極的損害, ⑤履行利益の損害と信頼利益の損害という 5 つの類型が示されている。もっとも、それぞれの概念がどのようなものを指すのか等については、必ずしも判然としない部分がある。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 █ 携帯電話 █】

平成29年5月23日(火)
小川 敏夫(民進)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

15問 改正法案第591条第3項について、現行法の下では、自由に期限前弁済をすることができるのが原則であり、残期間の利息相当額を請求することができないと解釈されていたのではないか、法務当局に問う。

(答)

現行法においては、第136条第2項を根拠に、利息付きの金銭消費貸借において、借主が弁済期の前に金銭を返還した場合であっても、貸主は、借主に対し、弁済期までの利息相当額を請求することができると解するのが一般的であり、それが判例の立場であると一般に説明されている。

(参照条文)

改正案	現行
<p>(返還の時期)</p> <p>第五百九十二条 (略)</p> <p>2 借主は、<u>返還の時期の定めの有無にかかわらず</u>、いつでも返還をすることができる。</p> <p>3 <u>当事者が返還の時期を定めた場合において</u>、貸主は、借主がその時期の前に返還をしたことによって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。</p>	<p>(返還の時期)</p> <p>第五百九十二条 (同左)</p> <p>2 借主は、いつでも返還をすることができる。</p> <p>(新設)</p>

平成29年5月23日（火）
小川 敏夫（民進）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

16問 改正法案第591条第3項について、当事者間で残期間の利息相当額を請求することができる旨の賠償額の合意をすれば、利息相当額を請求することができるのではないか、法務当局に問う。

（答）

改正法案の下においても、借主が期限前弁済をした場合には本来の弁済期までの利息相当額を損害賠償として支払うといった特約をすることは可能である（注）。

したがって、この特約が公序良俗等により無効とされ、あるいは特約に基づく権利行使が権利濫用とされるなどといったことがない限り、貸主は、残期間の利息相当額を請求することができる（が、先ほど申し上げたとおり、お尋ねのような特約がなくても、貸主が利息相当額を請求することができる場合があり得ると考えている）。

（注）本文のほか、期限前弁済をすることができず、貸主は受取りを拒否することができるとの約定や、本来の弁済期までの利息を支払うことを期限前弁済の条件とする旨の約定などについても、同様である。

（参照条文）

改 正 案	現 行
（返還の時期） 第五百九十二条（略） 2 借主は、 <u>返還の時期の定めの有無にかかわらず</u> 、いつでも返還をすることができる。	（返還の時期） 第五百九十二条（同左） 2 借主は、いつでも返還をすることができる。
3 当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は、借主がその時期の前	（新設）

に返還をしたことによって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。

(対大臣・副大臣・政務官)
5月23日(火) 参・法務委

民事局 作成
小川 敏夫 議員(民進)

17問 改正法案第591条第3項を新設することによって、期限前弁済をした場合に、債権者が利息相当額を請求するような事案が多く発生するという懸念があるが、なぜこのような規定を設けなければならないのか、法務大臣に問う。

〔結論①：規定を設けた理由〕

(先ほど申し上げたとおり、) 現行法の下では、借主が期限前弁済をした場合であっても、弁済期までの利息相当額を請求することができるというのが一般的な解釈であり、判例の立場であると理解されている。

もっとも、改正法案の立案に向けた検討の過程においては、①貸主は返還を受けた金銭を他に貸し付けるなどして利益を得ることができることなどを指摘して、貸主が弁済期までの利息相当額を当然に請求することができるとするのは相当ではないとの意見や、②貸主が想定していた利息を受け取ることができないことによって、貸付けのために支出した費用すら賄うことができず、損害を被るのも相当ではないとの意見など、異なる方向性の意見が出された。

そこで、改正法案においては、貸主は、期限前の返還によって「損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる」旨を規定するにとどめることとし、利息相当額を請求することができるかどうかを含め、損害の有無及びその額については、個々の事案における解釈・認定に委ねることとしている。

〔結論②：ご指摘の懸念について〕

したがって、これによって新たに債権者が利息相当額を請求するような事案が頻発するといった事態は生じないものと考えているが、いずれにしても、法務省としては、ご懸念も踏まえつつ、改正法案の趣旨や改正の経緯について、十分な周知を図ってまいりたい。

○ (参照条文)

改 正 案	現 行
<p>(返還の時期)</p> <p>第五百九十二条 (略)</p> <p>2 借主は、<u>返還の時期の定めの有無にかかわらず</u>、いつでも返還をすることができる。</p> <p>3 <u>当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は、借主がその時期の前に返還をしたことによって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。</u></p>	<p>(返還の時期)</p> <p>第五百九十二条 (同左)</p> <p>2 借主は、いつでも返還をすることができる。</p> <p>(新設)</p>

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 [] 携帯電話 []

平成29年5月23日(火)
小川 敏夫(民進)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

18問 使用貸借が借主の死亡によって終了した場合には、不動産を使用貸借していた借主と同居していた者は保護されないのであるか、法務当局に問う。

(答)

使用貸借は、貸主と借主の間の属人的な関係を基礎として行われるものであると理解されており、このような理解に基づき、基本的に、借主の死亡によって終了するとされている(現行法第599条、改正法案第597条第3項)。

そのため、不動産を使用貸借していた借主が死亡した場合において、借主と同居していた者があったとしても、借主の死亡によって使用貸借は終了し、当該不動産の居住を継続することはできないこととなる。

もっとも、借主の死亡による使用貸借の終了の規定は、任意規定であると解釈されており、裁判例の中には、特約の存在を認めて借主が死亡したにもかかわらず、使用貸借の存続を認めたものもある(注1)(注2)。このような場合には、不動産の借主と同居していた者は、借主の死亡後も、当該不動産の居住を継続できることとなる。

(注1) 東京地裁昭和56年3月12日判決は、建物所有目的の土地使用貸借の借主が死亡し、借主の三女夫婦が、病臥中の借主の妻の面倒を看つつ、2人の子とともにその建物に居住していたという事案において、借主の死亡にかかわらず、使用貸借の存続を認めた(建物の使用収益の必要がなくならない限り、借主の死亡は終了原因とならない旨の特約があったものと認定している。)。

(注2) 学説においても、「借主を扶養するための家屋の使用貸借で、借主死亡後も、借主の家族で使用貸借成立の当初からその家屋に居住していた者が、なおその家にあり、かつ、貸主がこの者に対しても法律上の扶養義務を負うときには、本条の適用を認むべきではないであ

ろう。」とするものがある。

(参照条文)

改 正 案	現 行
<p>(期間満了等による使用貸借の終了)</p> <p>第五百九十七条 当事者が使用貸借の期間を定めたときは、使用貸借は、その期間が満了することによって終了する。</p> <p>2 当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において、使用及び収益の目的を定めたときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終えることによって終了する。</p> <p>3 使用貸借は、借主の死亡によって終了する。</p>	<p>(借主の死亡による使用貸借の終了)</p> <p>第五百九十九条 使用貸借は、借主の死亡によって、その効力を失う。</p>

(対大臣・副大臣・政務官)
5月23日(火) 参・法務委

民事局 作成
小川 敏夫 議員(民進)

19問 改正法案第622条の2第1項第2号で、賃借人が適法に賃借権を譲り渡したときは、敷金を返還しなければならないとするが、賃借権の譲渡当事者で精算し、敷金の返還を受けないのが取引実務では一般的であると思われるが、改正の趣旨について、法務大臣に問う。

〔改正法案の趣旨〕

- 改正法案第622条の2第1項第2号は、敷金返還債務の発生時期について、判例に従い、賃借人が適法に賃借権を譲渡したときに、その時点で敷金返還債務が生ずることを明文化したものである。

〔議員の指摘について〕

- 先ほど申し上げた判例は、賃借権の譲渡に伴って旧賃借人が賃貸借関係から離脱した場合にも敷金関係が存続することとすると、新賃借人が新たに負担することとなる債務についてまで長期にわたって旧賃借人が担保させられるという点で、旧賃借人に重い負担が課されること等が考慮されたものである。したがって、それに基づく改正法案の規律は合理的なものであると考えている。
- もっとも、これはあくまでも任意規定であり、ご指摘の事業譲渡のケースなどにおいて、この規定の内容とは異なる特約が締結されることは否定されず、そのような特約も有効である。
- 改正法案の下でも、議員ご指摘のような取引慣行があ

る類型の賃貸借の場合には、敷金関係を承継させる默示の合意があったと認定されるなどして、敷金関係が新賃借人に承継されると判断される余地もあるものと承知している。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 ■■■ 携帯電話 ■■■】

(対大臣・副大臣・政務官)
5月23日(火)参・法務委

民事局 作成
小川 敏夫 議員(民進)

20問 賃貸借の更新料について、規定を設けなかった理由はなぜか、賃貸借の更新料について規定を設けないと不当な更新料の請求を防止することができないのではないか、法務大臣に問う。

〔前提：更新料について〕

- 更新料とは、判例(注1)によると、期間が満了し、賃貸借契約を更新する際に、賃借人と賃貸人との間で授受される金員であるとされ、その法的性質については、一般に、賃料の補充ないし前払、賃貸借契約を継続するための対価等の趣旨を含む複合的な性質を有するものとされている。

(注1) 判例(平成23年7月15日)は、「更新料は、期間が満了し、賃貸借契約を更新する際に、賃借人と賃貸人との間で授受される金員である。これがいかなる性質を有するかは、賃貸借契約成立前後の当事者双方の事情、更新料条項が成立するに至った経緯その他諸般の事情を総合考量し、具体的な事実関係に即して判断されるべきであるが(最高裁昭和58年(才)第1289号同59年4月20日第二小法廷判決・民集38巻6号610頁参照)，更新料は、賃料と共に賃貸人の事業の収益の一部を構成するのが通常であり、その支払により賃借人は円満に物件の使用を継続することができることからすると、更新料は、一般に、賃料の補充ないし前払、賃貸借契約を継続するための対価等の趣旨を含む複合的な性質を有するものと解するのが相当である。」と判示している。

〔結論：更新料について規定を設けなかった理由〕

- 改正法案においては、この更新料については、同様に賃貸人・賃借人間で授受のされる金銭である敷金とは異なり、特段の規定を設けていない。

- これは、敷金については、返還の要否や額、充当の可否等について紛争が生じ易い上に、確立した判例法理が存在することから、これを明文化するのが適切であると判断したものである。
- これに対して、更新料については、その要件や有効と認めるべき範囲等について、民法に規定すべき判例法理は存在せず（注2），したがって、規定を設けるとしてもどのような内容とすべきかについて明らかではないというほかはない。
- そこで、改正法案においては、敷金については規定を設ける一方で、更新料については規定を設けなかったものである。

（注2）前記判例（平成23年7月15日）は、「賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料条項は、更新料の額が賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り、消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」には当たらないと解するのが相当である。」と判示しており、特段の事情がある場合には、同条が適用され得る旨を判示している。しかし、これは消費者契約法の事案に関する判例であり、民法に規定すべきものではない。

（参照条文）

改 正 法	現 行
<p><u>第六百二十二条の二 賃貸人は、敷金</u> <u>（いかなる名目によるかを問わず、</u> <u>賃料債務その他の賃貸借に基づい</u> <u>て生ずる賃借人の賃貸人に対する</u> <u>金銭の給付を目的とする債務を担</u></p>	<p>（新設）</p>

保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下この条において同じ。）を受け取っている場合において、次に掲げるときは、賃借人に對し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務の額を控除した残額を返還しなければならない。

二 賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき。

三 賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。

2 賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、賃借人は、賃貸人に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 [REDACTED] 携帯電話 [REDACTED]】